

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険傷病手当金について

新型コロナウイルス感染症に感染する等した国民健康保険被保険者のうち、次の要件を満たす方は、傷病手当金の支給を受けることができます。

1. 支給の対象となる方

以下のすべてに該当する成田市国民健康保険被保険者

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 給与等の支払を受けている（被用者である）方 |
| <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった方 |
| <input type="checkbox"/> 上記により労務に服することができなかった期間に、労務に就くことを予定しており、労務に服することができなかったことにより給与等の全部又は一部の支払を受けることができなかった方 |

△ 次のような場合は対象になりません。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、出勤を自粛した場合
- ・出勤抑制のため、事業主から自宅待機を命じられ労務に就くことができなかった場合
- ・事業主が事業を休止又は廃止したことにより労務に就くことができなかった場合
- ・被保険者自身が事業主であり、給与等の支払を受けていない場合 等

2. 支給の対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなかった期間（最長1年6か月）のうち、労務に就くことを予定していた日

3. 支給額

直近の継続した3か月間の

給与収入の合計額

× 3分の2 × 支給対象日数

上記期間内の就労日数

なお、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる場合は、傷病手当金が支給されない又は支給額が調整される場合があります。また、支給額には上限があります。

傷病手当金の適用期間が変更となりました！

令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症に感染した方又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方が支給の対象となります。令和5年5月8日以降に感染した方等については、支給の対象となりませんのでご注意ください。なお、申請できる期間は、原則、発症日の翌日から起算して2年以内です。

傷病手当金の支給は一定の要件を満たした場合に限られます。

まずはお電話等にてご状況をお伺いしますので、事前に下記までお問い合わせください。

成田市役所保険年金課 国保給付管理係

電話：0476-20-1526 メールアドレス：nenkin@city.narita.chiba.jp

傷病手当金の申請書類

傷病手当金を申請する場合は、以下の書類を用意してください。

成田市国民健康保険傷病手当金支給申請書

① 世帯主記入用	世帯主が記入するものです。 傷病手当金は、世帯主名義の口座に振込まれます。世帯主以外の方の名義の口座に振込みを希望される場合は、受取代理人の欄についても記入が必要です。 保険者記入欄には記入しないでください。
② 被保険者記入用	傷病手当金の対象となる被保険者が記入するものです。 被保険者が医療機関を受診していない場合は、事業主証明欄を事業主に記入していただく必要があります。 また、裏面にこの申請にかかる情報照会等に関する同意欄がありますので、確認の上、記入してください。
③ 事業主記入用	給与等の支払いをしている事業主に記入していただくものです。
④ 医療機関記入用	医療機関を受診した場合、医療機関の方に記入していただくものです。 医療機関を受診していない場合は、②に事業主からの証明を記入していただく必要があります。

※新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を踏まえ、令和4年8月9日から当面の間、臨時的な取り扱いとして医療機関記入用の添付は不要となりました。今後、被保険者記入用の申請書で、事業主の方から証明を受けてください。

給与等の支払いが確認できる書類

① 給与明細書の写し	事業主記入用の申請書に記入された期間のものがが必要です。
② 給与の支払いを受けた 預金通帳の写し	



申請書類の提出

ご用意いただいた申請書等を提出してください（可能な限り、郵送でのご提出にご協力ください。）

なお、申請書受理後、記載内容についてお伺いする場合がありますので、電話番号にお間違いがないか再度ご確認をお願いいたします。

〒286-8585

千葉県成田市花崎町 760 番地

成田市役所 保険年金課 国保給付管理係 宛

傷病手当金申請書類在中